

○八王子市道路占用料徴収条例第3条の規定による減免措置の基準

平成13年4月1日施行

改正 平成18年4月1日 平成21年4月1日
平成27年4月1日

八王子市道路占用料徴収条例（以下「条例」という。）第3条の規定による道路占用料（以下「占用料」という。）の減免は、次の基準によるものとする。

1 条例第3条第1号から第8号までに掲げる物件に対する措置

(1) 占用料の額の全部を免除することができるもの。

(a) 条例第3条第1号・第2号及び第4号から第8号までに掲げる物件

ただし、同条第2号に規定する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が鉄道事業等で一般の需要に応ずるもののように供する施設（以下「鉄道施設」という。）を除く。

(b) 条例第3条第2号に規定する鉄道施設のうち次に該当するもの。

道路が鉄道施設の敷地を無償で使用する場合の当該鉄道施設

(c) 条例第3条第6号に掲げる物件のうち、電話とは第1種電気通信事業者の設けるものに限る。

(d) 条例第3条第8号の街灯への配線

(2) 占用料の額の2/3を免除することができるもの

条例第3条第3号に掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場（以下「都市計画駐車場」という）

2 条例第3条第9号に掲げる物件に対する措置

(1) 占用料の全部を免除することができるもの

(a) アーケード

(b) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路横断電線

(c) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

(d) 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路

(e) 塩、郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので一店舗一個に限る。）

(f) 無料で公衆に開放している公園、広場及び運動場

(g) かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設

(h) カーブミラー、くずかご、灰皿、花だん等で営利の目的がなく、交通安全及び道路の美化並びに公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの

(i) 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他の避難用施設

(j) 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路

敷地内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。

- (k) 道路が河川又は公園の区域に重複し、その管理者が占用使用料を徴している場合における当該道路区域内の占用物件
 - (l) 電気事業者及び第一種電気通信事業者が設ける支柱、支線、支線柱、架空の道路縦横断電線（共架電線で徴収するものを除く。）及び道路管理者の設ける施設を無償（使用料）で添加している電柱及び電話柱
 - (m) アーチ式工作物のうち商店会等が地元商工業の振興のため設置するアーチ型裝飾燈（市が設置費の補助等を行うものに限る。）
 - (n) 各戸から排水に必要な排水管で道路縦断管
 - (o) 公職選挙法による選挙運動のために使用する物件
 - (p) 表示面積2.0㎡以下の自家用看板（2の(4)の(a)に掲げるものを除く。）
 - (q) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
 - (r) 裝飾等、公衆用歩廊（アーケード）に添加する広告物のうち、広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取り組みに要する費用に充当することを目的とするもの
 - (s) 街灯（アーチ式のものを除く）及び街灯への配線
 - (t) 商店会、町会等が設置する防犯カメラ及びその付属施設
- (2) 占用料の額の1/2を免除することができるもの
- (a) 公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち、道路縦断電線
 - (b) 駐車場（都市計画駐車場を除く）
 - (c) 露店及び移動売店施設（靴磨き、靴修理所を含む。）
 - (d) バス停留所標識等
 - (e) 公安委員会の設ける交通信号灯を添加している電気事業者の電柱及び第一種電気通信事業者の電話柱
 - (f) 認定電気通信事業者が設けるパーソナル・ハンディフォン・システム無線基地局及びその他これに類する小型の無線基地局
- (3) 占用料の額の5/6を免除することができるもの
- (a) 宝くじ売り場（ただし、年間占用日数は60日以内とする。）
 - (b) 昭和63年4月1日から平成9年3月31日までの間に、既設架空電線を撤去するために、地下に埋設された電線及び管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）
 - (c) 平成9年4月1日以降、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設する又は新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路（「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
- (b)～(c)については、次の要件を充足するもの

- ① 減免対象者は、下記に掲げるものであること。
- ア 道路法第36条に規定する電気事業者及び認定電気通信事業者
- イ 上記アの他、電線類の地中化の促進に寄与し得る事業者（有線テレビジョン放送事業者等）
- ② 電線類を收容するための管路及びこれらと一体不可分の地上機器であること。
- ③ 外径0.2m未満の物件であること。
- (4) その他占用料の額の全部又は一部を免除することができるもの及び減免額
- (a) 看板
別表1に定められた額を越える部分
- (b) 日よけ
別表2に定めた額を越える部分
- (c) 外径0.04m未満の管路
別表3に定めた額を越える部分
- (d) 中小の公益事業者が、道路法第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件当分の間、条例により徴収する額の4分の3を越える部分
ただし、中小の公益事業者とは、次の要件を全て満たした者とする。
- ① 道路法第36条第1項に掲げる公益事業者であること。ただし、第一種電気通信事業者を除く。
- ② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に掲げる中小企業者であること。
- ③ 収支決算において欠陥があること又は株式配当が1割を越えないこと。

別表1

看板にかかる減免措置

物件		減免後徴収単価（一個につき）
電柱広告	添加	3,210円
	巻付	1,440円
消火栓標識広告		2,110円
バス停留所標識広告		2,110円

別表2

物件	占用面積1㎡につき1年
日よけ	1,820円

別表3

物件	単価（1mにつき1年）
	外径0.04m未満のもの
管路	31円